



(号 外)

- 国民年金法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令
　　(厚生労働一七)
○確定給付企業年金法施行規則第五十一条第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件
　　(厚生労働二〇)
○確定給付企業年金法施行規則第四十一条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率の一部を改正する件 (同六一)
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率の一部を改正する件 (同六二)

省令

告示

- | | | | |
|--|---|-------------------------------|---|
| <p>四</p> <p>裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等</p> <p>税理士登録抹消・弁理士登録・特定
侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護
士連合会弁護士名簿登録・登録換
え・登録取消し・氏名変更・職務上
の氏名の使用・廃止・記章紛失・外
国法事務弁護士名簿の登録・登録取
消し・職務上の氏名の使用・記章紛
失、日本弁護士連合会懲戒処分関係
失、
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告</p> | <p>二</p> <p>普天間飛行場の一部土地に関する裁決
の申請等に関する公告（防衛省）
（経済産業省）</p> | <p>一</p> <p>官庁事項
国家試験</p> | <p>〔公 告〕</p> <p>令和四年度ＩＴバスポート試験合格者
（農林水産三六七）</p> |
|--|---|-------------------------------|---|

五 兮 八 圓 三 八 八 五

(備考) 免許の申請時等に日焼けには通称名の併記の希望があつた場合には、氏名と併せて記載する。

免 養 士 名 氏 本籍地都道府県名(国籍)	年 月 日 生 年 月 日 許 可 證 年 月 日 登 録 番 號 免 養 士 名 簿 登 錄 年 月 日	免 養 士 免 許 可 證 年 月 日 登 錄 番 號 免 養 士 名 簿 登 錄 年 月 日
---------------------------------------	---	--

第二号様式(第三条關係)

品和三十三
部を改正
勝信

告

示

○厚生労働省告示第六十号 確定給付企業年金法施行 定に基づき 確定給付企業 厚生労働省告示第九十九号

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第五十五条第一項第一号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成十五年厚生労働省告示第九十九号）の一部を次の表のように改正し、令和五年四月一日から適用する。

令和五年三月六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第五十五条第一項第一号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成十五年厚生労働省告示第九十九号）の一部を次の表のように改正し、令和五年四月一日から適用する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
(傍線部分は改正部分)

令和五年三月六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改 正	確定給付企業年金法施行規則（平成十四年 厚生労働省令第二十二号）第五十五条第一項
前	<p>第一号に規定する予定利率は、同号に規定する日の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。</p> <p>一　令和四年度　年率〇・六六パーセント (当該年率に〇・五パーセント以内の率を加減して得た率を予定利率とすることについて、当該確定給付企業年金を実施する事業主が確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六条第二項及び第三項の規定の例により同条第二項の当該労働組合又は同項の当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得た場合（企業年金基金を設立して実施する確定給付企業年金にあつては、当該加減して得た率を予定利率とすることについて当該企業年金基金の代議員会において議決した場合。次号において「労働組合等の同意を得た場合」という。）にあつては、当該加減して得た率)</p>
改	<p>第一号に規定する予定利率は、同号に規定する日の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。</p> <p>一　令和三年度　年率〇・六三パーセント (当該年率に〇・五パーセント以内の率を加減して得た率を予定利率とすることについて、当該確定給付企業年金を実施する事業主が確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六条第二項及び第三項の規定の例により同条第二項の当該労働組合又は同項の当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得た場合（企業年金基金を設立して実施する確定給付企業年金にあつては、当該加減して得た率を予定利率とすることについて当該企業年金基金の代議員会において議決した場合。次号において「労働組合等の同意を得た場合」という。)にあつては、当該加減して得た率)</p>
正	<p>第一号に規定する予定利率は、同号に規定する日の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。</p> <p>一　令和四年度　年率〇・六六パーセント (当該年率に〇・五パーセント以内の率を加減して得た率を予定利率とすることについて、労働組合等の同意を得た場合にあつては、当該加減して得た率)</p>
前	<p>第一号に規定する予定利率は、同号に規定する日の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。</p> <p>一　令和四年度　年率〇・七一パーセント (当該年率に〇・五パーセント以内の率を加減して得た率を予定利率とすることについて、労働組合等の同意を得た場合にあつては、当該加減して得た率)</p>

二十二
令和五年度

二十二
令和五年度

年率〇・〇パーセン

(新設)

104

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条第二項第一号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成十四年厚生労働省告示第五十八号）の一部を次の表のように改正し、令和五年四月一日から適用する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

	改 正 後	改 正 前
ト 二十二 令和五年度 年率〇・〇パーセン	確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条第二項第一号に規定する予定利率の下限は、計算基準日（同令第四十九条及び第五十七条第一項に規定する計算基準日をいう。）の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率とし、同項第二号に規定する基準死亡率は、男子にあつては別表第一に定める率、女子にあつては別表第二に定める率とする。 一～二十一　（略）	確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条第二項第一号に規定する予定利率の下限は、計算基準日（同令第四十九条及び第五十七条第一項に規定する計算基準日をいう。）の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率とし、同項第二号に規定する基準死亡率は、男子にあつては別表第一に定める率、女子にあつては別表第二に定める率とする。 一～二十一　（新設）
		（傍線部分は改正部分）